

【利用料金額】

(1) 利用料金

ア 有料施設 なし

イ 行為許可

行 為	料 金 (円)
物品の販売、その他の営業行為（興行を除く）	半日 7 円／㎡
	一日 14 円／㎡
興行を行う場合	半日 8 円／㎡
	一日 17 円／㎡
写真の撮影	半日 360 円／件
	一日 740 円／件
映画等の撮影	半日 14,800 円／件
	一日 29,800 円／件
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	半日 4 円／㎡
	一日 8 円／㎡
広告物の表示	一日 2,080 円／㎡ (表示面積)

※ 国又は地方公共団体が主催する事業に使用する場合は免除とし、共済する事業に使用する場合は1／2以上を減額する。

※ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による学校（大学、専修学校、各種学校は除く。）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）にいう保育所の事業に係る許可については、上記の金額にかかわらず無料とする。

※ 県外に住所を有する者が表に掲げる行為を行う場合は、表の金額にそれぞれ当該金額の 100 分の 50 に相当する額を加えた額とする。

※ 表の行為許可のうち「物品の販売、興業その他の営業行為」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」を行い、かつ、入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、入場料又はこれに類するものの総収入額の 100 分の 5.5 に相当する額又は 50,100 円のいずれか高い額とする。

※ 表の行為許可のうち「物品の販売、興業その他の営業行為」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」については、表に掲げる額に許可対象となる数量を乗じて絵多額に 105 分の 110 を乗じて得た額とする。

※ 上記により算出した金額が、10 円未満であるときの料金は、0 円とする。また、10 円以上となる場合において、その額に 10 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。